

## 平成 27 年度第 1 回震災津波関連資料収集活用庁内連絡会議 における質疑・意見

### (まちづくり再生課)

Q1) 資料 4-1 の P15 の 5-1 で震災津波関連資料は、震災で失われたもの・・・とあるが、失われなかったものにも光を当てて収集する必要があるのではないか。例えば、大船渡市の吉浜では明治三陸津波後、当時の指導者の教えで浸水区域に住宅を建てず、東日本大震災では人的・物的被害が無かった、という教訓がある。

Q2) 発災当時、県外や世界各地から現地に入っていただき災害救助隊等で支援いただいたため、その紹介も含めてはどうか。

### (事務局)

A1, 2) いずれも P17 に記載の地域防災計画の中でカバーできるのではないかと考える。吉浜の事例や釜石の出来事のような教訓が活かされたケースについても集めていく必要がある。

### (法務学事課)

Q3) P17 の収集する資料に (1) 行政文書とあり「各計画推進に関する重要な決裁文書」と記載されているが、それらは永年保存されるものであるため、収集範囲に入れるかどうかは検討する必要がある。

### (事務局)

A3) 行政文書を全てアーカイブする必要があるかどうかについては様々な意見がある。例えば、部局毎に保有しながら、ここにはこういう資料がある、という風に整理・情報共有するという方法もある。意見を整理していく。

### (法務学事課)

Q4) 資料の公開に当たっては、宮城県は情報公開条例に基づいて資料公開を行っているようであるが、本県においても同様に留意する必要がある。

Q5) 資料収集に当たっては、どうしても個人情報収集してしまうことになると思うが、各市町村の条例等を尊重する必要があると考える。

### (事務局)

A4, 5) 第 1 回有識者会議では、「権利処理や公開については様々な課題が出てくると思うので、阪神や中越等の事例を踏まえて対応方法を検討していくべき。」、との意見が出されたので、それらの事例を参考にしてガイドラインを詰めていくこととする。

※庁内連絡会議後の質疑・意見

(総合防災室)

Q6) P16の(4)収集範囲において文言の整理が必要と思われる。具体的には以下のとおり。

- (1) 「次に該当するもの」と書きつつ、「各種計画推進に関する重要な決裁文書」の記述は、本文及び「ア・・・」にダブルで記載されているが、これで良いか。
- (2) 関連して、「震災発生当時の災害対策本部対応等を示す貴重なメモ」は、結局、対象となるのか。文言を素直に読むと、「以外」を収集対象とする方向なので、不要と考えるがどうか。
- (3) 関連して、「なお、」以下は必要なのか。  
ア、イ、ウ・・・と項目を列記するだけで良いのではないか。

(事務局)

A6) (1) 記載誤りのため、前段部分の「各種計画推進に関する重要な決裁文書」は削除する。

- (2) (3) 「震災発生当時の災害対策本部対応等を示す貴重なメモ」は対象となる。(17ページの記載内容参照)

なお以下については、例示として記載しているが、17ページの表にも記載例があるので、あえて記載する必要も無いことから削除したい。

(観光課)

Q7) 第3期アクションプラン等の表現に統一するため、P4の1-1(2)ウ「震災復興ツーリズム」を「復興ツーリズム」に、「企業、修学旅行」を「企業研修旅行、教育旅行」に修正してほしい。

(事務局)

A7) そのとおり修正することとする。

(県立図書館)

Q8) P9の1. 全体の流れで、デジタルアーカイブへ保存したものの原本の扱いをどうするか。(一時借用という形で所有者へ返還するか、または収集したものは全て博物館、図書館が連携して保存するか等)

Q9) P13の4. 権利処理で、収集済みの資料についても対象とするか、検討をお願いしたい。

Q10) P20の7. 保存で、行政文書及び遺物についての記載はあるが、その他の資料の保存はどうか。(18頁参考資料参照)

(事務局)

A8) 第3回有識者会議までに検討することとする。

A9) 第3回有識者会議までに検討することとする。

A10) P20の(1)の「デジタル記録」において、行政文書及び遺物以外の例えば画像についても記載しているが、詳細は今後検討を要する。